

平成二十年三月十八日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一六九第一五三号

平成二十年三月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する第三回質問
に対する答弁書

一から三までについて

司法解剖結果及びビデオ画像の鑑定結果等を踏まえたミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）警察当局との協議については、ミャンマー政府側との日程調整のため、平成二十年二月十九日に実施されることとなったものであり、外務省の職員並びに警視庁及び警察庁の専門家は、協議が同月十九日に終了したため、同月二十日に帰国したものである。

四について

平成二十年二月十九日に行われた長井健司氏死亡事件についての協議に出席した「ミャンマー警察当局関係者等」とは、ミャンマー内務省警察犯罪捜査局関係者、ヤンゴン管区高等裁判所裁判官、長井健司氏の遺体の検視をした医師等である。

五について

平成二十年二月十九日の協議において、我が方からは、司法解剖結果及びビデオ画像の鑑定結果を説明

の上、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示しつつ、ミャンマー側のこれまでの見解の修正を求めるとともに、長井健司氏が所有していたソニー製ビデオカメラ等について更なる捜索を行うよう求めた。ミャンマー側からは、発砲は離れた場所から行われた等の従来同様の説明があるとともに、日本側の指摘については政府部内で報告し、検討する旨の発言があった。

六及び七について

政府としては、ミャンマー側に対し、可能な限り速やかに日本側の指摘について検討を行い結果を通知するよう求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。